

留学先の海外大学等から借り入れた留学学資に関する 企業等による奨学金返済支援(代理返済)に関するQ&A

【目次】

[制度概要](#)Q1～Q6

[返済関係](#)Q7～Q13

【制度概要】

Q1 企業等の奨学金返済支援とはどのような制度で、どのようなメリットがあるのか。

A1 本制度は、留学先の海外大学等で直接借り入れた留学に係る学資について、貸与を受けていた従業員に対し、企業等が返済残額の一部又は全額を支援する制度です。本制度の支援(入金)方法は、企業等から直接海外大学等に送金していただきます。

【従業員にとってのメリット】

- ・企業等に奨学金の返済を支援してもらうことで経済的負担が軽減されます。
- ・支援を受けた額に係る所得税が非課税となり得ます。また、支援を受けた額は原則として標準報酬月額算定の基となる報酬に含めません。

【企業等にとってのメリット】

- ・若手人材へのアプローチや「人材の定着」で離職率が低減することで、人材の確保が期待できます。
- ・奨学金の返済に充てるための給付が、給与等の性質を有するものであれば損金算入され、かつ、「賃上げ促進税制」の対象となり得ます。

Q2 支援対象者の所得税が非課税になり得るとあるが、非課税にならない場合はどのような場合か。

A2 学資に充てるために給付される金品については、原則として、所得税は非課税とされておりますが、学資に充てるために給付される金品であっても、例えば役員の学資に充てるため給付する場合は非課税対象とならないとされております。文部科学省も全ての事例を把握しているわけではございませんので、制度の詳細は、国税庁のホームページ「学資に充てるための費用を支出したとき」を御覧ください。

Q3 社会保険料以外の保険料の算定には含まれるのか。

A3 文部科学省も詳細を把握しているわけではございませんので、厚生労働省等に直接御確認ください。

Q4 給与計算等の経理処理はどのように行えばよいか。

A4 経理処理の方法は各企業等にお任せしております。

そのため、他の企業等がどのような処理を行っているか、文部科学省では把握しておりません。

Q5 非課税の適用にあたって証明するものの提出・提示は求められるのか。

A5 非課税の適用にあたって証明書等の提出・提示の必要はありませんが、適用に疑義が生じた場合には、「学資に充てるため」のものであることの事実関係の確認のため、その事実関係の確認ができるものをご用意いただくことになります。

Q6 個人事業主であっても、本制度を利用することは可能か。

A6 個人事業主であっても、本制度を利用することは可能です。

ただし、個人事業主が、自身を対象として、本制度を利用することはできません（個人事業主が、自身のために『学資に充てるための費用を支給する』ことはできません。）。

【返済関係】

Q7 海外のどのような機関から借りた借入金であれば対象となりうるのか。

A7 留学先の海外大学・短期大学等の高等教育機関から直接貸与を受けた借入金や、海外政府又は海外金融機関により直接貸与された教育ローン等で、学資に充てるために貸与されたことが明確であるものについては、対象となります。

なお、今後の調査等により、留学に係る学資に充てるための借入れである旨が明確に整理できる借入金を把握した場合は、その借入金を改めてお示しする場合があります。

Q8 海外大学等からの借入金について、それが学資に充てられたものであることを、企業等がどのように確認すれば良いのか。また、海外政府や海外金融機関により学資に充てるために貸与された教育ローンについて、その借入金が、海外政府（海外金融機関）からのもので、かつ、それが「教育ローン」であることを企業等がどのように確認すれば良いのか。

A8 貸与を受けていた従業員から、学資目的で貸与を受けたことが明記された海外大学等（海外大学・短期大学等）又は海外政府等（海外政府機関・海外金融機関）が発行した貸与証明書等の写しを受領するなどにより確認願います。

また、貸与証明書等に貸与目的が明記されていない場合は、学資目的であることが分かる制度の説明資料等（借入金に係る募集要項等や、借入先の海外大学等・海外政府機関・海外金融機関のウェブサイトにおける案内等）の写しを併せて受領するなどにより確認願います。

なお、学資目的で貸与を受けたことが明記された借入先が発行した貸与証明書等や、学資目的であることが分かる制度の説明資料等が発行されない

借入金について、代理返済した場合には、従業員に対する給与等として課税となる可能性があります。

Q9 借入れから経過した期間について、何か制限等はあるのか。

A9 適用にあたって借入れから経過した期間等に制限はありません。

ただし、あまりに長い期間が経過した後に代理返済した場合には、奨学金を実際に学資に充てたタイミングとその給付のタイミングに開きがあることから、その代理返済による給付が「学資に充てるため」のものと言えるか否か、疑義が生じる可能性があります。

Q10 返済の際の振込手数料は企業等負担になるのか。

A10 返済の際の振込手数料について、借入先ではなく貸与を受けた者の負担となっている場合は、企業等と貸与を受けた者との間で相談の上、どちらで負担するか決定してください。

Q11 実際に雇用している企業等ではなく、提携している企業等や親会社が返済支援することは可能か。

A11 本制度においては、原則、返済支援する企業等が直接雇用している方を対象としているため、提携している企業等や親会社が返済支援したとしても、本制度の対象とはなりません。

Q12 留学に係る学資の貸与を受けていた従業員がアルバイトの従業員であっても返済支援することは可能か。

A12 アルバイトの従業員に対して返済支援した場合でも、制度の要件を満たす場合は、本制度の対象となります。

Q13 企業等が返済残額を一括で支援することは可能か。

A13 借入先において返済条件について特段の制約がある場合を除き、一括返済でも分割返済でもどちらでも構いません。